

奈良県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十五日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

### 奈良県人事委員会規則第一号

奈良県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

奈良県人事委員会議事規則（昭和二十六年六月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第六条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

**第六条** 委員は、会議の場所に参集できないときは、あらかじめ委員長の承認を得た上で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議に出席することができる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。